

令和7年度岡山市移住促進に関する情報発信業務委託
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年1月20日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和7年度岡山市移住促進に関する情報発信業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和7年度岡山市移住促進に関する情報発信業務委託
- (2) 業務内容 別添令和7年度岡山市移住促進に関する情報発信業務委託仕様書（案）（以下「仕様書（案）」という。）を参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 四半期ごとの分割払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）

本契約に係る契約保証の種類は、

- ①契約保証金の納付
- ②有価証券の提供
- ③銀行等の金融機関の保証
- ④履行保証保険による保証

のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録され、「役務」部門の業種「電算」業種細区分「ウェブコンテンツの作成」に登録があり、市内外区分が「市内」「市内扱い」「準市内」のいずれかの者であること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 令和2年4月1日以降で、国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67

号。以下「地方自治法」という。)に規定する地方公共団体の組合を含む。)が発注するWebサイトの構築・改修、運用、広告の掲載に係る業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

4 日程及び期限

| 内容 | 日程・期限 |
|-----------------|------------------------------------|
| 仕様書(案)等の交付 | 公示日から令和7年2月10日(月曜日) |
| 仕様書(案)等に関する質問受付 | 令和7年1月27日(月曜日)午後3時まで |
| 仕様書(案)等に関する質問回答 | 令和7年1月29日(水曜日)午後5時15分までに掲載 |
| 企画提案書の提出 | 令和7年1月30日(木曜日)から令和7年2月10日(月曜日)正午必着 |
| ヒアリングの実施(予定) | 令和7年2月13日(木曜日)ごろ |
| 審査結果の通知(予定) | 令和7年2月19日(水曜日)ごろ |

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウンロードすること。

ホームページアドレス(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問やお電話による質問は受け付けません。

(1) 受付方法

以下に掲げる記載事項を記載し、岡山市おかやまぐらし推進室に電子メールにてご質問ください。記載事項に不備があった場合は、質問に回答しないことがありますのでご注意ください。

なお、電子メール送信後、電話(直通086-803-1335)により着信を確認してください。

電子メール: ijuteiju@city.okayama.lg.jp

《記載事項》

件名

【質問書】令和7年度岡山市移住促進に関する情報発信業務

本文

- 1 商号又は名称
- 2 所属・職・氏名
- 3 電話番号
- 4 問い合わせ用電子メールアドレス

5 質問内容

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市おかやまぐらし推進室宛に、「令和7年度岡山市移住促進に関する情報発信業務企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留による郵送もしくは持参により提出してください。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②企画提案書（様式2）

- ・様式2を使用しない企画提案書でも受け付けますが、その場合でも、様式2に記載している事項・項目については漏れなく記載してください。漏れがあった場合、ヒアリングを実施しなかったり、評価が著しく低くなったりする場合があります。
- ・サイズはA4版とし、カラー印刷も可とします。
- ・企画提案書は15枚（両面印刷の場合は30ページ分）以内としてください。用紙の向きは問いません。
- ・各ページの下部にページ番号を印字してください。
- ・仕様書（案）を熟読し、仕様書（案）に定める業務ごとの実施方法を具体的に記載してください。

(3) 提出部数

①社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの 1部（正本）

②社名、代表者印のないもの 8部（副本）（上記（2）①を除く。）

なお、副本には提出するすべての書類において、社名や代表者がわかるような表記はしないでください。

(4) 注意事項

- ①企画競争参加申請書（様式1）において、有資格者名簿に委任先が登録されている場合は、委任先を記入してください。
- ②企画提案書（様式2）表紙について、正本には「提案者の住所及び商号又は名称」の欄を記入し、副本の「提案者の住所及び商号又は名称」の欄には「副本」と記載してください。
- ③仕様書（案）等に関する質問回答を確認の上、提出してください。
- ④提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ⑤提案書の提出後においては、提出期限にかかわらず、差し替え、再提出、追加提出は認めません。ただし、岡山市から追加資料の提出の指示があった場合は、指定された提出期限までに、指示のあった資料を提出してください。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市市民協働局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに 125 点満点で審査し、得点により最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③委員の審査点数の平均点が 75 点を下回る提案については、特定しません。
- ④委員による審査の結果、提案が同点となった場合は、評価基準の「運用」「広告料の額」の順で、得点が高い提案者を最適提案者として特定します。

(3) ヒアリングの実施

- ①出席者は 1 提案者につき 2 名以内とし、社章や名札等、社名や代表者名がわかるようなものは身に着けないでください。
- ②ヒアリングは、1 提案者につき 30 分程度です。そのうち発表時間は 20 分以内とし、その後、委員会の委員が質問を行います。
- ③資料の追加及びプロジェクター等の機材の使用はできません。
- ④詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価基準

別紙「令和 7 年度岡山市移住促進に関する情報発信業務委託評価基準」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- ①同一の提案者による複数の提案は認めません。
- ②提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- ③提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- ④特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- ⑤提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- ⑥企画競争参加申請書提出後に辞退する場合は、提出期限までに企画競争参加辞退届（様式 3）を岡山市おかやまぐらし推進室宛に一般書留若しくは簡易書留による郵送又は持参によりご提出ください。
- ⑦提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 4 号イの規定により、開示の対象としません。
- ⑧この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- ⑨この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- ⑩令和 7 年 3 月 31 日までに、本市議会で本業務に係る令和 7 年度予算の議決が得られないとき又は当該予算の執行の承認が得られないときは、本業務は執行しません。なお、その場合の応募者における損害については、本市は一切負担しません。
- ⑪その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市おかやまぐらし推進室

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号（岡山市役所本庁舎 2 階）

電話：(086)803-1335 FAX：(086)803-1872

電子メール：ijuteiju@city.okayama.lg.jp

担当：増田（ますだ）・寺島（てらしま）

提出等を行う日時：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間（土日祝を除く）

（ただし、令和 7 年 2 月 10 日は正午まで）